

## 新潟県庁外来駐車場管理業務委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、新潟県庁外来駐車場の管理業務に関し、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、乙に対し、別表に定める駐車場の有効かつ安全な利用を確保するための管理業務（以下「管理業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

### （業務内容）

第2条 管理業務の内容は、別に定める令和8年度新潟県庁外来駐車場管理業務委託仕様書によるものとする。

### （委託期間）

第3条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料の支払い）

第4条 甲は、この契約に基づく委託料として、次に掲げる金額を乙に支払うものとする。

委託金額 年額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 甲は、別表1に定めるところにより、毎月委託料を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書に定める管理業務が行われなかったと認めるときは、行われなかった管理業務量を斟酌し、減額して乙に支払うものとする。

3 乙は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に定めるところにより、毎月前月分の委託料の請求書を甲に提出し、甲はその適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

### （権利の譲渡等の制限）

第5条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、本件業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

### （庁舎施設の使用）

第7条 甲は、乙に対し、この契約の履行に必要な施設を無償で使用させるものとする。

(業務内容の変更・中止)

第8条 乙は、自己の責めによる以外の理由によって管理業務を提供することができなくなった場合は、甲の承諾を得て当該理由のやむまで管理内容を変更し、又は中止することができる。

(管理業務の現地調査等)

第9条 甲は、管理業務について必要と認めたときは、乙に対し資料を提供させ、又は指示することができる。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を催書面により告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。

(3) 甲の委託方針が変更されたとき。

(4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第12条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について

処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(免責)

第13条 管理業務に就業する乙の社員等がその業務の遂行中に被った傷害については、甲は責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の協議・決定)

第 15 条 この契約の条項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1  
甲 新潟県  
代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙